



(様式1裏面)

### 貸出条件

- 1 申請書の使用目的以外に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。なお、使用の対象は竹に限ること。
- 2 使用により発生した使用者又は第三者に対する損害については、使用者の責任とし、使用者が損害賠償の責めを負うこと。
- 3 事故や怪我に備え、特に本体の周りで作業に従事する人は、ゴーグルやヘルメット、手袋等を使用して体を保護するとともに、傷害保険等の加入に努めること。
- 4 使用する際は、できるだけ平坦な場所を選び安全対策に努め、騒音やゴミ等による周辺の住民等への影響を配慮すること。
- 5 故障等の異常が認められたとき、又は損傷や事故が発生したときは、直ちに使用を中止し、市役所の開庁日の日中に報告すること。  
(午前8時30分～午後5時15分までに市商工観光課 TEL 45-1663 へ)
- 6 使用期間中は、施錠可能な場所に保管し、盗難防止対策を講ずること。
- 7 慎重かつ丁寧な操作に努めるとともに、竹林整備用機械等を毀損し、又は亡失したときは、原状に復し、又は市に対し損害賠償を行うこと。
- 8 車で運搬する際は、ロープ等で本体を固定し、転倒・転落などが発生しないようにすること。
- 9 運搬及び稼動に要する費用は使用者が負担すること。
- 10 返却の際は、必ず清掃・洗浄を行い、事前に市と日程調整を行い、職員が立会いの上、指定場所へ返却すること。